

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として
 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1102	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法施行令（昭和28年9月30日政令第315号）第7条	平成23年度中に結論	<p>【第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）】 「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申（平成18年7月31日 規制改革・民間開放推進会議決定）」に基づき、商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への移譲について平成19年度中に調査を行い、必要に応じて所要の見直しを行う。</p> <p>【第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）】 商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、すでに調査を実施しており、現在、所要の見直しについて、検討を行っているところ。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度中に結論」とされていたもの】</p> <p>【第16次提案等に対する政府の対応方針（平成22年3月25日）】 商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への移譲については、地方分権に係る動向も踏まえ、平成22年度中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成21年度までに措置」と改めて設定したもの】</p> <p>【第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）】 商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への移譲については、地域主権に係る動向も踏まえ、平成23年度中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成22年3月25日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成22年度中に結論」と改めて設定したもの】</p>	全国で実施	商工会議所の定款変更に関する認可権限のうち、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」で特定広域団体に移譲されている認可権限について、地域主権戦略会議において提示される予定の広域の実施体制に移譲することとした。なお、地域主権戦略会議における結論を踏まえ、広域の実施体制に移譲する権限の範囲などについて適切に見直す。	経済産業省